

別記第2号様式（結果の公表）

『第3期鴨川市健康福祉推進計画（案）』に対する意見募集結果をお知らせします。

第3期鴨川市健康福祉推進計画（案）について、みなさまからご意見を募集しました結果は以下のとおりでした。これらの意見を参考とさせていただき、第3期鴨川市健康福祉推進計画を策定いたしました。貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

【策定した政策の名称】

第3期鴨川市健康福祉推進計画

【政策等の案を公表した日】

令和3年2月2日（火）

【意見募集期間】

令和3年2月2日（火）から令和3年3月3日（水）まで

【意見の提出状況】

1 意見提出者2名・団体（個人2名・団体0団体）

2 延べ意見数4件

3 意見提出方法

窓口への提出1件、郵便0件、ファクシミリ0件、電子メール1件

【提出された意見と市の考え方】

別紙のとおり。

なお、ご意見は趣旨を損なわない範囲で要約、集約をさせていただきました。

【実施担当課／問い合わせ先】

鴨川市健康福祉部福祉課地域ささえあい係 電話番号 04-7093-7112

鴨川市健康福祉部健康推進課保健予防係 電話番号 04-7093-7111

【お知らせ】

このたび策定した「第3期鴨川市健康福祉推進計画」及び関係資料については、市ホームページのほか、次の場所で閲覧することができます。

ふれあいセンター内 鴨川市役所健康福祉部福祉課及び健康推進課

鴨川市役所1階 市政情報コーナー

第3期鴨川市健康福祉推進計画に関するパブリックコメントの結果について

- 募 集 期 間 令和3年2月2日（火）～令和3年3月3日（水）
- 意見提出結果 提出者数 2名 ／意見数 4件
- 意見書提出方法 窓口への提出1件、電子メール1件

○鴨川市健康福祉推進計画案全般に対する意見

No.	意見の概要	市の考え方
1	そもそも、6つの計画を一体化した計画策定について	本計画は、健康増進計画と地域福祉計画の二つを一体で策定するものとして、本市の健康・福祉に関する各種施策を総合的に推進していく基本となるものです。ご指摘の通り、健康増進計画の中に「食育推進計画」と「自殺予防対策計画」を、地域福祉計画については「地域福祉活動計画」と「成年後見制度利用促進基本計画」を内包したものとして作成しております。それぞれに関連のある計画を一体的に策定することにより、健康増進計画と地域福祉計画を共通の理念や施策方針の下に策定し、相互に補完・補強しながら推進していくこととしたいとの考えに立って一体で取り組むこととしたためです。
2	4つの福祉総合相談センターの位置づけは	鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画において、市直営の福祉総合相談センターを1か所、サブセンターを1か所、ランチ型のセンターを2か所設置し、日常生活圏域において相談が受けられるようになっております。 福祉総合相談センターは鴨川市総合保健福祉会館内に市直営の基幹型センターとして、平成24年4月から、高齢者、子ども、障害者、DVなど対象を問わず、365日24時間体制による相談支援を行っております。

		これは、平成 18 年から地域包括支援センターとして高齢者を支援をするなかで、障害者や子どもなど対象者の枠組みに問われない総合的な支援が求められたことによります。 また、平成 25 年 4 月、福祉総合相談センターのサブセンター（社会福祉法人に委託）として、天津小湊保健福祉センター内に設置し、平成 30 年 4 月からは市内の医療機関 2 か所に相談窓口を設置し、必要に応じて市直営の福祉総合相談センターへつないでいただき、連携しながら対応しております。 これら、4 つの福祉総合相談センターは、住民に身近な相談窓口として対応していますが、第 8 期（令和 3 年度から令和 5 年度）の鴨川市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画にもありますとおり、今後も福祉総合相談センターが連携すると共に、機能強化と役割分担を行い、包括的・重層的な支援体制の整備を構築を目指して参りたいと考えております。
3	昨年通常国会の改正社会福祉法の、福祉の窓口のワンストップに関わる国から自治体への支援との関連性はどうか。	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律の公布により、重層的支援体制整備事業が創設されました。 市では、既に平成 24 年 4 月から高齢者、子ども、障害者、DV など対象を問わず、24 時間 365 日体制で福祉総合相談窓口のワンストップサービスとして、断らない相談を実践して参りました。 福祉総合総合相談センターでは、従来より介護保険事業の「地域包括支援センター事業」を核に、子どもや障害者、DV（ドメスティック・バイオレンス）、LGBT（ジェンダー・マイノリティ）等の相談支援を実施する「福祉総合相談事業」を実施していますが、支え手側と受け手側が互いの役割を分担し、支えあいながら地域共生社会の実現が必要です。

		今回の法改正により、既存の相談支援等を活かしつつ、国からの支援を得ながらより重層的な支援ができるような体制を整えていきたいと考えております。
--	--	--

第3部 各論2 地域福祉計画

No.	意見の概要	市の考え方
4	P125 第4節 重点項目 「地域コミュニティづくりのために、13地区社協の強化に取り組む」などを挙げていただきたい。	身近な地域での住民相互のささえあいの福祉を推進するため、旧小学校単位に13の地区社会福祉協議会（地区社協）が設置されており、地区社協への支援については、(P. 129) 第6節 社会福祉協議会の取り組み（地域福祉活動計画）にて記載しているところです。 いただいた御意見を踏まえ、地区社協の強化に取り組む考えをより強く示すため、第2章第1節4．地域の活動が盛んになる「市や新たな公共の担い手に取り組むこと」内(P. 143)に次の一文を加えます。 「市社会福祉協議会が組織する地区社協の活動が活性化するよう支援することで地域コミュニティづくりの推進を図ります。【福祉課、社会福祉協議会】」